

虐待防止に関する指針

訪問看護ステーション さぽーと

第1条 目的

この指針は、訪問看護ステーションさぽーとにおける虐待の防止、早期発見および発生時の適切な対応を図り、利用者の人格と尊厳を守り、安心してサービスを利用できる体制を確保することを目的とする。

第2条 基本方針

当ステーションは、利用者の意思、人格および権利を尊重し、いかなる虐待も行わず、また見過ごさない。

当ステーションは、虐待の未然防止に努め、虐待が疑われる場合には、利用者の安全確保を最優先に、迅速かつ適切に対応する。

当ステーションは、関係法令等に基づき、関係機関と連携しながら、虐待防止体制の継続的な整備を行う。

第3条 虐待の定義

この指針における虐待とは、職員その他養護に関わる者による次の行為をいう。

区分	内容
身体的虐待	暴行や身体拘束など
心理的虐待	暴言、威圧、無視など
性的虐待	性的言動や行為など
経済的虐待	金銭利用の不当制限など
放置	必要な支援の怠りなど

第4条 適用範囲

この指針は、当ステーションの全ての職員に適用する。

職種、雇用形態、常勤非常勤の別を問わず、利用者に関わる全ての者は、本指針を遵守しなければならない。

第5条 虐待防止の体制

当ステーションは、虐待防止に関する責任者を置く。責任者は管理者とする。

当ステーションは、虐待防止に関する担当者を定め、相談受付、報告の集約、記録管理、研修実施および再発防止策の取りまとめを行う。

当ステーションは、虐待防止に関する検討を行うため、定期的に会議を開催する。

既存の会議等を活用して実施する。

第6条 職員研修

当ステーションは、虐待防止のため、全職員を対象として定期的に研修を実施する。

研修内容には、虐待の定義、具体例、発生要因、早期発見の視点、報告手順、再発防止策および訪問看護における支援上の留意点を含める。

新たに採用した職員に対しては、採用時に虐待防止に関する研修または説明を行う。

第7条 虐待の予防および早期発見

職員は、日常の訪問看護の中で、利用者の身体状況、精神状態、生活環境、家族関係および金銭管理状況の変化に留意し、虐待の未然防止および早期発見に努める。

精神科訪問看護においては、利用者の萎縮、不自然な受け答え、強い不安、過度な服従、服薬管理の不適切な介入、行動の過度な制限その他虐待が疑われる状況の把握に努める。

第8条 虐待発見時の対応

職員は、虐待またはその疑いを発見した場合には、直ちに管理者または担当者へ報告しなければならない。

報告を受けた管理者は、速やかに事実確認を行い、利用者の安全確保を最優先として必要な対応を行う。

必要に応じて、市町村その他関係機関へ相談、通報または連絡を行う。

緊急性が高い場合には、利用者の生命または身体の安全を守るため、直ちに適切な機関へ連絡する。

第9条 記録の整備

虐待に関する相談、報告、事実確認、対応経過、関係機関との連携内容および再発防止策については、記録を作成し、適切に保存する。

第10条 再発防止

虐待事案が発生した場合または虐待が疑われる事案が確認された場合には、その原因を分析し、支援方法、業務手順、連携体制および職員教育の見直しを行い、再発防止に努める。

第11条 利用者等への周知

この指針は、事業所内への掲示、書面配布、ホームページへの掲載その他適切な方法により、利用者、家族および職員に周知する。

第12条 指針の見直し

この指針は、法令、通知、運営基準その他の内容の変更または事業所運営の状況に応じて、必要な見直しを行う。

附則

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 1 0 月 1 日改定。